



山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (15)

目 次

規 則

○山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 1

訓 令

○山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) … 6

○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 7

合 同 訓 令

○山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………10

告 示

○平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の
一部改正…………… (学事文書課) …11

○土地改良区の合併の認可…………… (最上総合支庁農村計画課) …同

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「秘書広報課」を「秘書課、広報推進課」に、「県民文化課、交通政策課及び情報企画課」を「総合交通政策課及び情報政策課」に、「商工労働観光部」を「商工労働部」に、「農林水産部の農政企画課」を「観光文化スポーツ部にあつては観光立県推進課長、農林水産部の農政企画課、農業経営・担い手支援課」に改める。

第6条第1項中「秘書広報課」を「秘書課、広報推進課」に、「県民文化課、交通政策課及び情報企画課」を「総合交通政策課及び情報政策課」に、「商工労働観光部」を「商工労働部」に、「農林水産部の農政企画課」を「観光文化スポーツ部にあつては観光立県推進課の課長補佐、農林水産部の農政企画課、農業経営・担い手支援課」に改める。

第15条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第124条中「ないこと」を「ないこと、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者(加入する義務のない者を除く。)であること」に改め、同条第1号中「競争入札」を「競争入札 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者(以下「建設業許可業者」という。)であること(建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事の請負に係る競争入札にあつては、建設業許可業者で、その予定価格に応じて別に定める要件に該当する者であること。)」に改め、同号イ及びロを削る。

第192条第4項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「指導・システム」を「企画指導・システム」に改め、「資金出納専門員」を削り、同表第2項組織の区分の欄中「秘書広報課」を「秘書課、広報推進課」に、「県民文化課、交

通政策課及び情報企画課」を「総合交通政策課及び情報政策課」に、「商工労働観光部」を「商工労働部」に、「農林水産部の農政企画課」を「観光文化スポーツ部にあつては観光立県推進課、農林水産部の農政企画課、農業経営・担い手支援課」に、「教育庁各課」を「教育庁各課（教育庁総務課及び教育庁教職員課にあつては教育庁総務課）」に、「交通部の」を「交通部」に改め、「及び交通規制課」を削り、同項出納員として指定する職の欄中「給与支給専門員」を「給与支給主査」に、「主査（予算担当）」を「総務主査」に、「商工労働観光部商業・県産品振興課」を「商工労働部商業・県産品振興課」に、「調査官（指導・監査担当）」を「企画調整官（指導・監査担当）」に、「企画調整官（調度担当）」を「調査官（調度担当）」に、「調査官（情報公開担当）」を「企画調整官（情報公開担当）」に改め、「警察本部交通部交通規制課にあつては課長補佐（交通規制担当）」を削り、同項代決する出納員として指定する職の欄中「主任主事（予算第三係）」を「主事（予算第三係）」に、「の市町村課及び統計企画課にあつては主事（予算担当）」を「市町村課にあつては主事（予算担当）、企画振興部統計企画課にあつては主任主事（予算担当）」に、「商工労働観光部商業・県産品振興課」を「商工労働部商業・県産品振興課」に、「主査（管理・予算担当）」を「上席の主事（管理・予算担当）」に、「指導・監査係長」を「課長補佐（指導・監査担当）」に改め、「警察本部交通部交通規制課にあつては交通規制係長」を削り、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「商工労働観光部商業・県産品振興課」を「商工労働部商業・県産品振興課」に、「並びに交通部の」を「及び交通部」に改め、「及び交通規制課」を削り、同欄第4号中「給与支給専門員」を「給与支給主査」に改め、同欄第7号中「商工労働観光部商業・県産品振興課」を「商工労働部商業・県産品振興課」に改め、同欄第10号を削り、同表第3項出納員として指定する職の欄中「村山総合支庁総務企画部北村山総務課」を「村山総合支庁総務企画部北村山総務課及び置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課」に改め、「及び置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課」を削り、同項代決する出納員として指定する職の欄中「副主任（審査出納担当）」を「主任主査（審査出納担当）」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中

「置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課
置賜総合支庁保健福祉環境部環境課」

「置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課

賜総合支庁保健福祉環境部地域保健予防課」を 置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課 に改め、「置賜置賜総合支庁保健福祉環境部環境課」

総合支庁総務企画部西置賜総務課審査出納主査」を「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課出納専門員」に改め、同欄第2号中「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課審査出納主査」を「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課出納専門員」に改め、同表第4項出納員に委任する事項の欄第1号中「保健福祉環境部福祉課（置賜総合支庁に限る。）及び「及び置賜総合支庁」を削り、「保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁を除く。）」を「保健福祉環境部生活衛生課」に改め、「保健福祉環境部地域保健予防課（置賜総合支庁に限る。）」、「産業経済部全国豊かな海づくり大会推進課」、「（村山総合支庁に限る。）」及び「（村山総合支庁を除く。）」を削り、同表第6項中

「置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）	課長補佐（総務を担当するものに限る。）	副主任	を	「置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）	課長補佐（総務を担当するものに限る。）	主任主査	に、
「工業技術センター庄内試験場	総務課長	副主任	を	「工業技術センター庄内試験場	総務課長	特産技術部長	に、
「教育センター	総務係長	副主任	を	「教育センター	総務係長	主任主査	に、

「 金峰少年自 然の家 飯豊少年自 然の家	庶務係長 （右 欄 (1)ロ 及 びへに係 る事項の うち、分 館の歳計 現金に係 る事項に ついて は、分館 長） 次長	主査 総務主査	を	「 金峰少年自 然の家 飯豊少年自 然の家	次長（右 欄 (1)ロ 及びへに 係る事項 のうち、 分館の歳 計現金に 係る事項 について は、分館 長） 庶務係長	総務主査 所長	に、
「 東桜学館中 学校	総務主査	を	「 東桜学館中 学校	総務主査 （本務と して東桜 学館高等 学校の総 務主査の 職にある 者に限 る。）	に、		
「 山形中央高 等学校	事務部次 長	主査	を	「 山形中央高 等学校	事務部次 長	総務主査	に、
「 山辺高等学 校	事務次長	主査	を	「 山辺高等学 校	事務次長	主任主査	に、
「 寒河江工業 高等学校 谷地高等学 校 左沢高等学 校	事務次長 事務次長 事務長	上席の主 査 主査 主事	を	「 寒河江工業 高等学校 谷地高等学 校 左沢高等学 校	事務次長 事務次長 事務長	主査 主事 主査	に、
「 東桜学館高 等学校	総務主査	主査	を	「 東桜学館高 等学校	総務主査 （本務と して東桜 学館中学 校の総務 主査の職 にある者 に限る。）	主事	に、

「 新庄南高等 学校 新庄神室産 業高等学校	事務次長 （金山校 にあつて は、主任 主事） 事務部次 長	主任主事 （金山校 に置くも のを除 く。） 総務主査 （真室川 校にあつ ては主 査）	を	「 新庄南高等 学校 新庄神室産 業高等学校	事務次長 （金山校 にあつて は、主 査） 事務部次 長	主事 総務主査	に、
「 米沢東高等 学校 米沢工業高 等学校	主査 事務部次 長	副主任 主査	を	「 米沢東高等 学校 米沢工業高 等学校	事務長 事務部次 長	主任主査 総務主査	に、
「 置賜農業高 等学校	事務次長	主査	を	「 置賜農業高 等学校	事務次長	上席の主 事	に、
「 長井高等学 校	総務主査	主任主事	を	「 長井高等学 校	総務主査	主査	に、
「 鶴岡南高等 学校 鶴岡北高等 学校	事務部次 長（山添 校にあつ ては、主 査（山添 校に置く ものに限 る。)) 主任主査	主査（山 添校に置 くものを 除く。） 主任主事	を	「 鶴岡南高等 学校 鶴岡北高等 学校	事務部次 長（山添 校にあつ ては、主 査（山添 校に置く ものに限 る。)) 主任主査	総務主査 主査	に、
「 加茂水産高 等学校 庄内農業高 等学校 庄内総合高 等学校	主査 主査 主査	主任主査 主任主事 副主任	を	「 加茂水産高 等学校 庄内農業高 等学校 庄内総合高 等学校	事務次長 主任主査 主任主査	主任主査 主任主事 主査	に、
「 山形盲学校	事務部次 長	主査	を	「 山形盲学校	事務部次 長	主任主査	に、

「米沢養護学校 ゆきわり養護学校 鶴岡養護学校	事務部次長（長井校に置くものを除く。） 事務部次長 主査	上席の主事 総務主査 主事	を	「米沢養護学校 ゆきわり養護学校 鶴岡養護学校	事務部次長（長井校に置くものを除く。） 事務部次長 主任主査	総務主査 主査 主事	に、
「鶴岡高等養護学校 山形警察署	主任主事 会計課長	事務長 調 査 官 （会計担当）	を	「鶴岡高等養護学校 山形警察署	主査 会計課長	事務長 企画調整官（会計担当）	に、
「寒河江警察署 村山警察署 尾花沢警察署 新庄警察署 庄内警察署 酒田警察署 鶴岡警察署	会計課長 会計課長 専 門 員 （会計担当） 会計課長 専 門 員 （会計担当） 会計課長 会計課長	会計課専門員 上席の会計課専門員 主事（会計係） 会計課専門員 主事（会計係） 調 査 官 （会計担当） 企画調整官（会計担当）	を	「寒河江警察署 村山警察署 尾花沢警察署 新庄警察署 庄内警察署 酒田警察署 鶴岡警察署	会計課長 会計課長 調 査 官 （会計担当） 会計課長 調 査 官 （会計担当） 会計課長 会計課長	上席の会計課係長 調 査 官 （会計担当） 主事（会計係） 調 査 官 （会計担当） 主事（会計係） 企画調整官（会計担当） 上席の調査官（会計担当）	に、
「南陽警察署 米沢警察署	会計課長 会計課長	会計課専門員 上席の調査官（会計担当）	を	「南陽警察署 米沢警察署	会計課長 会計課長	調 査 官 （会計担当） 企画調整官（会計担当）	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第11号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項5の2の項中「及び置賜保健所長」を削り、同表(1)庁印の項6の項中

「

商工労働観光部産業政策課長

」を「

商工労働部産業政策課長

」に改め、同表(2)職印の項13の項中

「及び置賜保健所長」を削り、同表(2)職印の項13の2の項中「、村山保健所長及び置賜保健所長」を「及び村山保健所長」に改め、同表(2)職印の項14の項中「

商工労働観光部産業政策課長

」を

「

商工労働部産業政策課長

」に改め、同表(2)職印の項31の項中「及び置賜保健所長」を削り、同表(2)職

印の項32の項中「

商工労働観光部産業政策課長

」を「

商工労働部産業政策課長

」に改め、同表(2)職

印の項中「

山形県観光推進監印	方24	〃	商工労働観光部観光経済交流局 観光立県推進課長
-----------	-----	---	----------------------------

」を

「

削除			
----	--	--	--

」に、

「

山形県各局長印	方21	〃	各部各局長
---------	-----	---	-------

」を

「

山形県危機管理・くらし安心局長印	方21	〃	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長
------------------	-----	---	---------------------------

」に改め、同表(2)

職印の項47の2の項中「、保健福祉環境部保健企画課長」を削り、同表(2)職印の項50の項中「、保健福祉環境部保健企画課長並びに」を「並びに」に改め、同表(2)職印の項55の2の項中「の保健福祉環境部保健企画課長並びに」を削る。

別表2(2)職印の項中「

42	山 形 県
	観 光 推
	進 監 印

」を削除に、「

44	山 形 県
	何 々
	局 長 印

」を

44
 山形県危機
 管理・くらし
 安心局長印

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第12号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「公告」を「公告（山形県公報に登載することが必要なものに限る。）」に改める。

別表第1号1本庁の項の表中

	秘書広報課	秘広
--	-------	----

を

秘書課	秘	に、
広報推進課	広推	

県民文化課	県文	を
市町村課	市町村	
交通政策課	交政	
情報企画課	情企	

市町村課	市町村	に、
総合交通政策課	総交	
情報政策課	情政	

若者支援・男女共同参画課	を	若者活躍・男女共同参画課	に、
--------------	---	--------------	----

商工 労働 観光 観光 部	産業政策課		産政
	中小企業振興課		中企
	工業戦略技術振興課		工振
	商業・県産品振興課		商県産
	雇用対策課		雇
観光 経済 交流 局	観光立県推進課		観
	インバウンド・国際交流推進課		イ
	経済交流課		経交

を

商工 労働 部	産業政策課		産政
	中小企業振興課		中企
	工業戦略技術振興課		工振
	商業・県産品振興課		商県産
	雇用対策課		雇
観光 文化 スポ ーツ 部	観光立県推進課		観
	インバウンド・国際交流推進課		イ
	経済交流課		経交
	県民文化スポーツ課		県文ス

に、

	農政企画課	農政
--	-------	----

を

	農政企画課	農政
	農業経営・担い手支援課	農担

に改め、同別表2 出先機関の項の表中

福祉課	置総福
環境課	置総環
保健企画課	置総保企
生活衛生課	置総生
地域保健予防課	置総保予

を

保健企画課	置総保企
生活衛生課	置総生
地域保健福祉課	置総保福
子ども家庭支援課	置総子
環境課	置総環

に、

家畜保健衛生課	庄総畜
全国豊かな海づくり大会推進課	庄総豊海

を

家畜保健衛生課	庄総畜
---------	-----

に改める。

別表第2号中「

県民活動	
------	--

」を「

県民活動	スポーツ
------	------

」に、

県民活動	総記	NPO法人認証	県民活動振興

を

県民活動	総記	NPO法人認証	県民活動振興
スポーツ	総記	スポーツ振興	オリンピック・パラリンピック

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合同訓令

- 山形県訓令第13号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	志 田 英 紀
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	武 田 一 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	加 藤 栄 司
山形県内水面漁場管理委員会会長	國 方 敬 司

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程	昭和49年4月	県訓令第13号	の一部を次のように改正
		県議会訓令第1号	
		県選挙管理委員会訓令第18号	
		県人事委員会訓令第1号	
		県監査委員訓令第2号	
		県地方労働委員会訓令第1号	
		山形海区漁業調整委員会訓令第1号	
県内水面漁場管理委員会訓令第1号			

する。

次のように改正する。

第17条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 産業医を嘱託された非常勤職員 山形市、寒河江市、村山市、東根市又は西村山郡大江町に所在する所属所
- (3) こども医療療育センターの職員のうち職員安全衛生管理者が選任するもの こども医療療育センター
- (4) 各保健所長（村山保健所長を除く。） 当該保健所管内の所属所
別表第1 置賜総合支庁の項中「の福祉課及び」を削り、「及び地域保健予防課」を「、地域保健福祉課及び子ども

も家庭支援課」に、

保健所長	保健所長	所属長の次席の職
------	------	----------

を

「

総合支庁長	総合支庁長	保健所長
-------	-------	------

」に、

「

総務専門員	総務専門員
-------	-------

」を「

総務主査	総務主査
------	------

」に改め、同表

庄内総合支庁の項中「、森林整備課及び全国豊かな海づくり大会推進課」を「及び森林整備課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第259号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「

商工労働観光部 産業政策課

」を「

商工労働部産業政 策課

」に、「

商工労働観光部 雇用対策課

」を「

商工労働部雇用対 策課

」に改め、

「又は山形県立職業能力開発校」を削る。

山形県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成29年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 合併後存続する土地改良区の名称
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
- 3 合併により解散する土地改良区の名称
新庄市鶴の子土地改良区
- 4 認可年月日
平成29年4月1日

平成29年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成29年4月1日発行 発行人 山形県